

# **宿泊税 10年間の実績と今後のあり方**

**平成24年6月**

**東京都主税局**

# 目次

はじめに	1
<b>第1 宿泊税創設に至る経緯</b>	
1 東京都税制調査会の提言	2
2 東京都観光産業振興プランと東京都宿泊税条例の提案	2
3 東京都宿泊税条例の成立と施行	3
<b>第2 宿泊税の施行状況</b>	
1 宿泊税の概要	5
2 宿泊税についての周知活動	6
3 税収と使途	6
<b>第3 今後の観光振興施策と宿泊税</b>	
1 観光振興施策の今後の目標と方向	9
2 宿泊税の果たす役割と今後のあり方	10

## 参考資料

## はじめに

宿泊税は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる法定外目的税として、平成14年10月1日に導入されて以来、安定した税収を確保し、都の積極的かつ確実な観光振興施策の実施に大きく貢献している。

宿泊税は平成24年10月で施行後10年、前回の検討より5年を経過するが、主税局では、これまでの宿泊税の施行状況等を振り返りつつ、今後の宿泊税のあり方について検討を加えた。「宿泊税 10年間の実績と今後のあり方」は、その検討内容をまとめたものである。

平成24年6月  
東京都主税局

## **第1 宿泊税創設に至る経緯**

### **1 東京都税制調査会の提言**

宿泊税は、東京都税制調査会（以下「都税調」という。）において提言されたホテル税に基づいて創設された。

都税調は、真の地方自治の確立に不可欠な地方税源の充実確保のため、地方主権の時代にふさわしい地方税制について意見を求めるとの石原知事の諮問を受けて、平成12年6月に発足した知事の諮問機関である。この諮問を受け都税調において検討が重ねられ、自治体の政策課題の解決を税制面から支援していく効果があり、戦略的な自治体運営に資するとの観点から、平成12年11月30日の都税調答申において、ホテル税をはじめとした法定外目的税が提言された。

答申におけるホテル税は、国際都市としての東京の魅力を高めるための施策を強力に展開し、旅行者等の受入数増大を図りつつ、一方で、旅行者等に行政サービスに対する応分の負担を求め、それを東京の魅力を高める施策に振り向けるという好循環を形成していくことが、国際都市東京のポテンシャル向上に重要な意義を有するとし、その創設が提言されたものである。

### **2 東京都観光産業振興プランと東京都宿泊税条例の提案**

当時の東京は、諸外国の観光先進都市に比して旅行者受入数が伸び悩むなど、観光施策において遅れを取っている状況にあった。そこで、都は平成13年11月に「東京都観光産業振興プラン」を策定し、観光を新たに産業として位置付け、観光振興施策に本格的に取り組むこととした。

平成13年11月2日の知事記者会見において、石原知事は、都の新税としてホテル税を導入すると発表した。都税調における提言を受けて検討を進めてきた主税局では、

同税の実現に向けた最終的な詰めの一歩の検討を行い、税の名称を「宿泊税」とし、提言の公表から約1年後の平成13年12月に開かれた平成13年第4回都議会定例会に、東京都宿泊税条例案を提出した。

本会議の質疑において、石原知事は、宿泊税の意義と目的について、「宿泊税は、21世紀における観光産業の重要性を踏まえて、観光振興に必要な財源を安定的に確保するために、都が課税自主権を行使して創設するもので、地方主権を確立する上で意義あるものである」と答弁した。さらに、「東京の観光を産業として捉え直し、これを振興するための財源の一部として宿泊税を活用して、立ち遅れている東京の観光振興を展開させることが、宿泊税創設の最大の眼目である」と答弁した。

また石原知事は、宿泊税の効果について、「観光は、すそ野が広く、多くの産業に経済効果が波及し、雇用などの増加をもたらす産業であるとした上で、宿泊税を財源として活用し、各種観光ルートの開発や観光情報センターの整備などの施策を行うことにより、多くの旅行者を東京に誘致していく」と答弁した。

本会議ではそのほか、宿泊税の具体的な周知方法についての質疑も行われた。

また、財政委員会では、旅行者やホテル等への周知に要する期間を考慮して施行日を定めるなどの質疑が行われた。

### **3 東京都宿泊税条例の成立と施行**

以上のような経過を経て、東京都宿泊税条例は、平成13年12月19日に開かれた都議会本会議において可決・成立した。

宿泊税は法定外目的税であるため、新設に際し、地方税法第731条の規定に基づく総務大臣への協議を必要とした。この協議に相応の期間を要することから、東京都宿泊税条例では、その施行日について、規則で定める日から施行するとした。

総務大臣への協議とその同意を経て、東京都宿泊税条例は平成14年10月1日に施行され、同日以降の宿泊に対して宿泊税が課されることとなった。

【表1 都税調の提言から宿泊税の実施までの経緯】

平成12年 11月 30日	平成12年度都税調答申公表
平成13年 11月 2日	ホテル税導入案発表（知事記者会見）
12月 4日	平成13年第4回都議会定例会開会、 東京都宿泊税条例案提出
12月 19日	東京都宿泊税条例案可決・成立
12月 21日	総務大臣協議開始
平成14年 3月 29日	総務大臣同意
4月 10日	東京都宿泊税条例等公布
10月 1日	東京都宿泊税条例等施行
平成19年 6月21日	5年間の実績と今後のあり方を財政委員会に報告

## 第2 宿泊税の施行状況

### 1 宿泊税の概要

地方税法第4条及び第731条では、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を新たに創設し、課税することができる旨を定めている。これに基づき、都では東京都宿泊税条例及び同条例施行規則において、宿泊税の賦課徴収について定めている。

宿泊税は、都の全域で課する都税であり、納税義務者は、都内に所在するホテル又は旅館（以下「ホテル等」という。）に宿泊する者である。徴収方法は、ホテル等の経営者を特別徴収義務者とし、その特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し都に申告納入する、特別徴収の仕組みを採用している。

宿泊税の特別徴収義務者は、原則として毎月末日までに前月分の宿泊税額を申告納入しなければならない。ただし、申告納入すべき宿泊税額が一定額以下であるなどの要件に該当する場合には、3ヶ月分をまとめて申告納入できる特例が設けられている。

【表2 宿泊税の概要】

目的等	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
納税義務者	都内のホテル等の宿泊者
課税免除	宿泊料金1人1泊 1万円未満の宿泊
税率	宿泊料金1人1泊 1万円以上1万5千円未満の宿泊 100円 1万5千円以上の宿泊 200円
徴収方法	ホテル等による特別徴収
申告納入	原則として、毎月末日までに前月分の宿泊税額を申告納入
施行日	平成14年10月1日

## 2 宿泊税についての周知活動

宿泊税では、特別徴収義務者であるホテル等について、条例により登録の申請を義務付けている。主税局は、宿泊税の導入時に、宿泊税の説明会と、特別徴収義務者の登録説明会を開催し、新税への理解と協力を得られるよう努めた。さらに、宿泊税の徴収事務が円滑に行えるよう、宿泊税の概要と特別徴収義務者の登録、申告納入の手続などに関する説明を盛り込んだ「宿泊税の手引」を作成し、配布した。

また、広く宿泊税についての理解を得るため、ポスター・リーフレット、都や主税局が発行する広報紙、ホームページなどの各種広報媒体を活用し、周知を図った。

宿泊税PR用ポスターについては、ホテル等、全国の主要駅、その他旅行者が多く立ち寄る施設に配布し、掲出した（参考資料1 宿泊税PRポスター参照）。

旅行者向けのリーフレットについては、宿泊税の概要や支払い方法について説明した「宿泊税のごあんない」を作成し、配布した。外国からの旅行者にも宿泊税の意義が理解されるよう、英語・ハングル・中国語に対応した外国語版も作成し、配布した。リーフレットは、東京都の観光案内所のほか、ホテル等のフロントや客室に配置されるなど、旅行者の手に取りやすいような工夫がされており、円滑な納税に役立っているものと考えられる（参考資料2 宿泊者向けリーフレット「宿泊税のごあんない」（日本語版・外国語版）参照）。

特別徴収義務者として登録されたホテル等には特別徴収義務者証票が交付されるが、ホテル等はこの証票を公衆の見やすい場所に掲示することとされている（参考資料3 特別徴収義務者証票参照）。

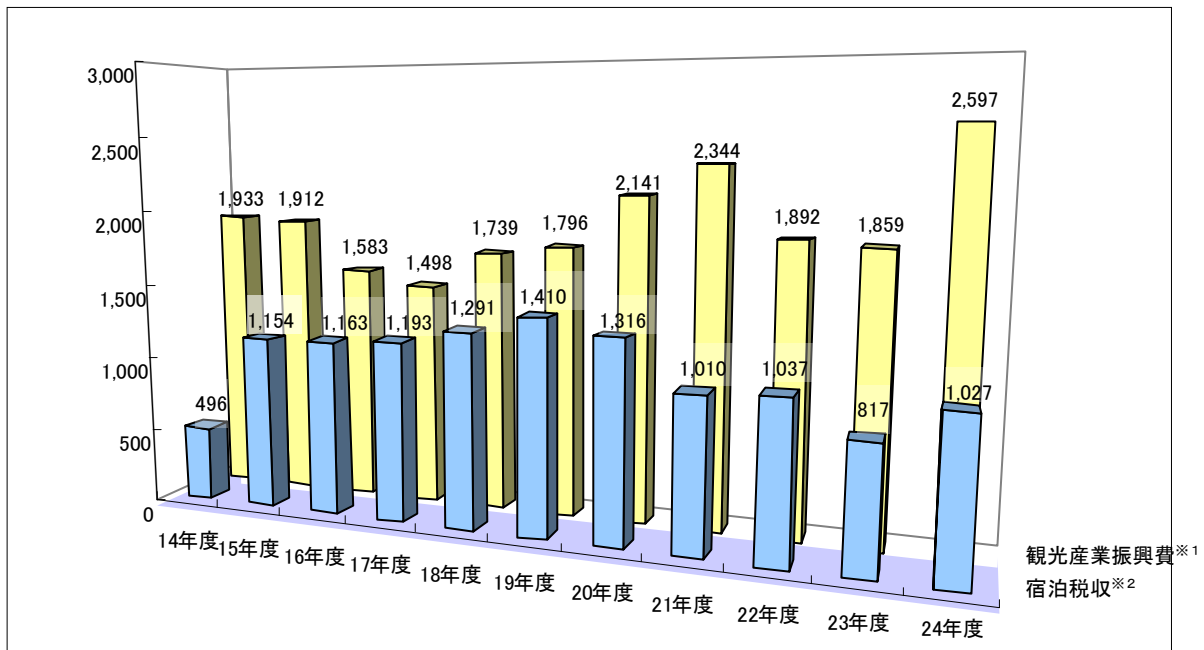
## 3 税収と使途

宿泊税は、創設初年度の平成14年度に4億9千6百万円、その後平成15年度には11億5千4百万円、平成16年度には11億6千3百万円、平成17年度には11億9千

3百万円、平成18年度には12億9千1百万円、平成19年度には14億1千万円、平成20年度には13億1千6百万円、平成21年度には10億1千万円、平成22年度には10億3千7百万円に加え平成23年度（補正後予算額）の8億1千7百万円を合わせると、約109億円の税収を確保している。また、平成24年4月時点で登録されている特別徴収義務者の数は、277件である。なお、税率区分別の調定額、課税人員、施設数の推移は、それぞれ表3から表5に示すとおりとなっている。

【図1 観光産業振興費と宿泊税収の推移】

単位：百万円



※1 平成14年度から平成22年度までは決算額、平成23年度及び平成24年度は予算額。

※2 平成14年度から平成22年度までは決算額、平成23年度は補正後予算額、平成24年度は当初予算額。

【表3 調定額の推移】

単位：百万円

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
100円	213	509	507	505	539	575	570	447	446
200円	283	645	656	688	751	834	745	562	591
計	496	1,154	1,163	1,193	1,291	1,410	1,316	1,010	1,037

※毎年度末現在の数字による。端数計算により各税率の税収を合算したものが計と異なる場合がある。

【表4 課税人員の推移】

単位:千人

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
100円	2,130	5,092	5,067	5,049	5,392	5,754	5,702	4,474	4,461
200円	1,415	3,222	3,279	3,440	3,758	4,172	3,727	2,814	2,956
計	3,546	8,315	8,346	8,490	9,150	9,927	9,430	7,288	7,417

※毎年度末現在の数字による。端数計算により各税率の税収を合算したものが計と異なる場合がある。

【表5 登録施設数の推移】

単位:件

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ホテル	279	286	302	311	331	352	368	348	347
旅館	45	48	53	58	57	66	73	88	103
計	324	334	355	369	388	418	441	436	450

※毎年度末現在の数字による。

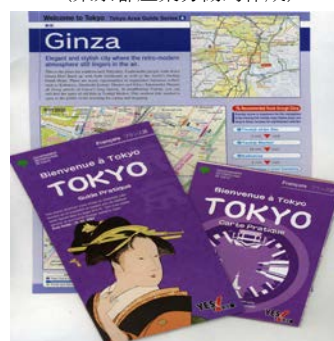
宿泊税収は、全額を観光振興施策の費用に充てるとされている。これまでの観光振興施策は、東京を訪れる旅行者に多大な利便を供しているところである。宿泊税の施行後、主な事業として、都内37施設の割引入場券付きウェルカムカード（8言語9種類）を作成し、提供したほか、観光案内所を都内3箇所に設置するなどの施策が展開された。平成14年度から平成24年度までの各年度における観光産業振興費の額は図1に示すとおりである。

なお、平成24年度に予算化されている事業の例は、表6のとおりである。

【表6 平成24年度の実施予定事業の例】

- ・ 緊急・災害発生時外国人旅行者対応促進事業（新規）
- ・ 観光案内所の運営
- ・ ウェルカムカードの作成等
- ・ 東京ひとり歩きサイン計画
- ・ バリアフリー化の推進
- ・ コンベンション誘致活動の展開

ウェルカムカードの例（参考資料4も参照）  
（東京都産業労働局作成）



### 第3 今後の観光振興施策と宿泊税

#### 1 観光振興施策の今後の目標と方向

都は、これまで、平成13年11月に策定した東京都観光産業振興プラン及び平成19年3月に策定した第二次東京都観光産業振興プランに基づき、観光振興施策を積極的に展開した結果、東京を訪れる外国人旅行者が、平成13年の年間277万人から、平成22年には年間594万人まで増加し、1兆円を超える生産波及効果をもたらすなど一定の成果をあげてきた。

そうした中、都は、観光を、東京の活力向上の重要な柱ととらえ、戦略的・効果的な取組を構築していくため、平成22年10月に東京都観光事業審議会に対して、「東京の活力向上を図る観光振興の戦略的な取組」について諮問をした。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災、それによる福島第一原子力発電所における放射性物質の放出を伴う事故等により東京の観光は大きな打撃を受けた(都内宿泊施設の通常時における定員稼働率は70%前後であるが震災後3ヶ月間は概ね20~30ポイント低下)。そこで、同審議会は答申に先立ち、平成23年8月9日に「東京の観光の回復を目指す特別提言(以下「特別提言」という。)」を策定し、都が緊急的・短期的な視点から推進していくべき取組の指針について提言を行った。

また、平成24年夏の答申に向け、同審議会においては現在も議論が進められているところであるが、本年4月に中間的にまとめられた答申骨子案では、今後推進すべき戦略的施策として、効果的な外国人旅行者誘致やMICE誘致戦略の強化、旅行者目線による受入環境の充実などを掲げ、それらを推進するためには、宿泊税により確保された財源の効果的な活用が必要であることが挙げられている。

なお、都は審議会の答申を踏まえて、平成24年度中に新たな「東京都観光産業振興プラン」を策定する予定である。

## 2 宿泊税の果たす役割と今後のあり方

宿泊税は、課税自主権の行使により、都が独自に課する法定外目的税として、安定した税収を確保し、観光振興施策の推進を財政面から支えてきた。

今後「特別提言」及び平成 24 年度中に策定を予定している新たな「東京都観光産業振興プラン」に基づき、観光振興施策を進めるにあたって、宿泊税は、観光振興施策に用途を限定した目的税として、引き続き安定した財源を確保することにより、今後もその役割を着実に果たしていくことが期待されている。

また、これまでの間、都はホテル・旅館、旅行業関係者や旅行者に対して宿泊税について積極的にPRを行い、宿泊税は都税として十分に浸透し、都の財源として重要な地位を確立してきた。

宿泊税は、5年ごとに条例の施行状況、社会経済情勢の推移などを勘案して検討を加えることとされているが、上述のような状況を踏まえれば、今後もその課税を継続していくことが適当である。

また、課税の継続にあたり、課税対象や税率をはじめとする課税方式のあり方については、宿泊税創設時に制度設計の前提となった状況に著しい変化がなく、これまでの課税実績などから、現行制度が広く定着し理解を得られていることを踏まえると、現在の課税方式の維持が適当である。

今後も、宿泊税の施行状況、社会情勢の推移などを勘案し、5年ごとに、時代の要請に即した宿泊税のあり方を検証していく。

## 参 考 资 料

参考資料1 宿泊税 PR のポスター

ようこそ、あたらしい、なつかしい魅力がいつぱいの東京へ。

都内のホテル又は旅館に一定の金額以上の料金で宿泊をした場合に、その宿泊者に課税されます。

宿泊料金 (1人1泊)	税率
1万円未満	課税されません
1万円以上1万5千円未満	100円
1万5千円以上	200円

Tokyo Metropolitan Government will levy an accommodation tax on accommodation in the Tokyo area, starting October 1, 2002. The revenue from this tax will be used to promote tourism in Tokyo.

東京都では宿泊税を平成14年10月1日から実施しています。宿泊税は、東京の観光のために税立てられています。

- 東京の魅力を世界に発信します。
- 東京のさまざまな観光資源を開発します。
- 東京の「おもてなしの心」をかたちにしてお伝えします。

いらつしゃいませ、東京都です。東京都は、「千客万来の世界都市・東京」をめざして、観光の振興に取り組んでいます。

東京都 METROPOLITAN GOVERNMENT 東京都 TEL: 03-3268-1111 <http://www.tokyo-metv.tokyo.jp> R100

参考資料2 宿泊者向けリーフレット「宿泊税のごあんない」

日本語版

表面

みなさまに納めていただいた宿泊税の徴収は、下記のような事業に使われます。

- 観光旅行者に配慮した案内標識の整備
- 宿泊施設のバリアフリー化
- 観光情報センターの整備・充実

? 東京観光情報センター  
Tokyo Tourist Information Center

東京の様々な観光情報を提供します。

**東京都庁第一本庁舎 1階**  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1  
電話：03-5321-3077 FAX：03-5321-3078

<最寄り駅>  
都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅／JR・私鉄・営団地下鉄「新宿」駅／都営地下鉄丸の内線「西新宿」駅／西武新宿線「西武新宿」駅

※羽田空港、京成上野駅にも開設していますので、ご利用ください。

お問い合わせ  
東京都主税局課税課課税州指導課  
03-5388-2956  
東京都主税局総務部総務課  
03-5388-2924

**R100**  
東京都観光案内センター

東京都主税局  
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

国際都市東京の魅力を高め、  
観光の振興を図る  
施策の費用に充てるため、  
平成14年10月1日より  
宿泊税が課税されます。

東京都では、観光を新たな産業として促え、これを活性化させていくために、「東京都観光産業振興プラン」を定め、これからの観光振興に取り組んでいます。



## 宿泊税

宿泊税は、都内のホテル・旅館での宿泊に際し、宿泊者に課税されます。

### ☺ 宿泊とは

ホテル・旅館が宿泊として取り扱っているものことで、実際にその施設で宿泊しなくても、宿泊として取り扱うことがあります。

### ¥ 宿泊料金とは

宿泊の対価として支払うべき金額のことで、食事、遊興、会議などの対価を含まない、いわゆる「素泊まり料金」をいいます。

※宿泊に係るサービス料は、宿泊料金に含まれます。

### T 税額

宿泊料金1人1泊10,000円未満の宿泊については、課税されません。

宿泊料金 (1人1泊)	税額
10,000円未満	課税されません
10,000円以上 15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

## 支払い方法

宿泊税は、宿泊料金の支払方法に準じ、ホテル・旅館等へお支払いください。

ホテル・旅館の経営者(特別徴収義務者)が、みなさまから宿泊税をお預かりし、東京都に申告納入する「特別徴収制度」を採っています。

### 📄 宿泊税特別徴収義務者証票

宿泊税の対象となるホテル・旅館には、「宿泊税特別徴収義務者証票」が掲示されています。

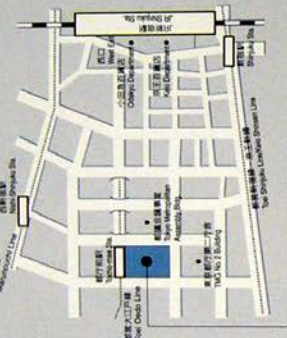
FRONT



外国語版 (英語・ハングル・中国語)

表面

東京観光情報センターは東京の様々な観光情報を提供します。  
Tokyo Tourist Information Center



1st floor, TMG No. 1 Building  
2-8-1 Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163-8001  
TEL: 03-5321-3077  
FAX: 03-5321-3078

\* Tokyo Tourist Information Centers will open in Haneda Airport and Keio Ueno Station from October 1, 2002.  
\* 羽田空港・京成上野駅にも開設いたしますので、ご利用ください。

東京都主税局課税部課税指導課  
Taxation Guidance Section, Tokyo Metropolitan Government  
Tel: 03-5388-2956

東京都では、国際都市東京の魅力を高め、観光の振興を図る施策の費用に充てるため、宿泊税を導入いたしました。

宿泊税は、都内のホテル・旅館での宿泊に際し、2002年10月1日より宿泊者に課税されます。

宿泊料金 (1人1泊)	税 額
10,000円未満	課税されません
10,000円以上 15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

※ 食事、遊興、会議など、宿泊以外のサービスに対する料金は課税対象に含まれません。

宿泊税は、宿泊料金等の精算時に合わせてホテル・旅館等にお支払いください。

皆様にご納めていただいた宿泊税の徴収は、下記のような観光振興の施策に充てられます。

- ① 外国人旅行者に分かりやすい標識整備
- ② 観光情報センターの整備・充実
- ③ ウェルカムカードの作成 など

宿泊者のみなさまへ  
For All Hotel Guests  
숙박객 여러분께

住宿税のごあんない  
住宿税介绍  
숙박세에 관한 안내말씀  
Information on  
Accommodation Tax

東京都主税局  
Tokyo Metropolitan Government, Bureau of Taxation  
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

The Tokyo Metropolitan Government has introduced an accommodation tax to help cover expenses for measures to promote tourism and to enhance the attractiveness of Tokyo, a cosmopolitan city.

As of October 1, 2002, an accommodation tax will be levied on guests who stay in the Tokyo Metropolis at hotels or inns priced at ¥10,000 or higher.

**Tax:**

Hotel Room Charge (per person, per night)	Tax (per person, per night)
Less than ¥10,000	Tax-free
Between ¥10,000 and ¥14,999	¥100
¥15,000 or more	¥200

※ This tax does not apply to services other than accommodation, such as meals, entertainment or fees for rental of conference rooms.

An accommodation tax is to be paid when hotel room charges are paid.

Revenue from an accommodation tax is used to promote the following tourist programs:

- ① Creation and maintenance of signs that are easily understandable for foreign tourists.
- ② Establishing and maintaining tourist information centers.
- ③ Publishing "Welcome Cards" (information brochures), and other projects.



東京都为了增强国际都市东京的魅力，加大对观光振兴措施的投资，引进了住宿税。

住宿税从2002年10月1日开始实施。是在都内饭店、旅馆住宿时，向住宿房客课征。

**税額**

住宿费 (1人1晚)	税額
未滿10,000日元	不課税
10,000日元至未滿15,000日元	100日元
15,000日元以上	200日元

※ 用餐、遊覽、會議等住宿以外服务的費用不在課税对象之内。

住宿税根据住宿费支付方式，向饭店、旅馆等支付。

大家缴纳的住宿税收入，将用于下列观光振兴的措施投入。

- ① 面向外国入旅行者的标识整備
- ② 观光信息中心の整備・充実
- ③ 旅游者便利卡的制作 等



東京都에서는 국제도시 東京의 매력을 깨고하며 관광 진흥을 도모하기 위한 시책을 추진하는데 필요한 경비로 증당하기 위하여 숙박세를 도입하였습니다.

숙박세는 2002년10월1일부터 도내의 호텔 및 여관에서 숙박하신 경우에 숙박객 여의분께 부과됩니다.

**세액**

숙박요금 (1명 1박)	세액
10,000엔 미만	비과세
10,000엔 이상 15,000엔 미만	100엔
15,000엔 이상	200엔

※ 식사, 유희, 회의 등 숙박이 아닌 서비스에 대한 요금은 과세대상이 되지 않습니다.

숙박세는 숙박요금 등의 지불방법에 준하여 호텔, 여관 등에 지불하여 주십시오.

여러분께서 납부하신 숙박세 수입은 아래와 같은 관광진흥 시책을 위해 충당됩니다.

- ① 외국인 여행자가 알기 쉬운 안내표시의 정비
- ② 관광정보센터의 정비 및 충실화
- ③ 웰컴 카드 (환영 메시지와 지하철 이용법, 건담시의 연 락처, 시설 할인권 등이 포함된 카드) 작성



参考資料3 特別徴収義務者証票



特別徴収義務者証票



証票を掲出しているホテルのフロントの様子

参考資料4 ウェルカムカードの例

